

あじさい 24 期 OB 会 規約

2021 年 4 月 1 日

改 1 会の名称変更

1. 名称

あじさい 24 期 OB 会

2. 目的

六甲山系を主体に自然の中を歩くことで、心身共に健康の維持・向上を図ることを目的とする。

3. 事務局

代表者（または総務担当）の自宅に事務局を置き、円滑な運営を図る。

4. 会員

会員は、神戸市シルバーカレッジの 24 期生で会の目的に賛同する者とする。

5. 会費

- ① 入会金 : 1,000 円（当面年会費は無しとする、必要が生じたとき臨時徴収できるものとする）
- ② 用途 : 救急品、保険料、名簿管理等雑費
- ③ 行年会費 : 行事毎に徴収
- ④ その他 : 退会者の返納は無し

6. 活動

- ① 例会は、原則として毎月※¹ 第二土曜日に開催する※²。尚、開催日当日が雨天の場合は、当月の例会は中止とする。
※¹ : 但し原則として 7 月、8 月は休会、例会は年 10 回程度とする。
※² : 但し花等の季節、他の OB 会との同時開催を避ける為柔軟に対応するものとする。
- ② 会員相互の親睦の為、例会後に年 2 回のイベント（春の BBQ、忘年会等）を開催する。
- ③ 例会とは別に、会の活動として取上げる事が、会の今後の発展につながると判断されるような事案があれば、都度役員協議により活動に追加、開催の案内を行う。
- ④ 年間の例会活動案は状況に合わせ柔軟に変更可能とする。

7. 役員構成

会は全員参加型で運営することを原則とするが実行委員にて構成・運営する。

実行委員数は、期によっての変動を許容し、10 名程度の要員とする。

実行委員より以下役員を選任する。

代表 1 名、副代表兼総務 1 名、広報・HP 2 名、会計 1 名、会計監査 1 名
例会担当班リーダー 6 名

8. 役員の選出と任期

役員の選出・解任は役員会で行い、全会員に周知することで、賛同を得て決定する※。

その任期は選任後 1 年とするが、再任は許容する。

(※：会発足時はあじさい山歩会の旧役員中心での発足準備会で協議決定)

9. 役員会

役員会は、必要に応じて代表が招集する。

10. 活動年度及び会計期間

この会の活動年度及び会計期間は、4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

11. 事故の責任

この会の活動中に発生した会員の事故に対して、この会が付保する傷害保険の範囲以外については、自己責任とする。

12. 役員会への委任

この規定に定めない事項について、役員会で決めることが出来る。役員会で決議した重要事項は、会員に周知して実行する。

13. 規約の変更

この会の規約の変更は、役員会で協議し、会員の過半数の賛同を得て変更できる。

14. 活動内容・運営状況の報告

年度末に会報を発行、活動総括・会計報告・新役員等について会員に周知、会員より疑義照会があった場合は、その内容を明確にした上で、会員にその旨を、報告する事し、総会開催の形態は取らない事とする。

15. 会員の継続・退会・新規入会

年度末前に会員継続の確認を行い、本人からの意向確認で継続とするが、新年度移行後に、会員と連絡取れない場合は、退会したものとする。

新規に入会を希望する者は本規約に賛同することを条件に歓迎するものとする

<確認事項>

- ① 例会当日の実施の可否判断は、当日午前 6 時 55 分の NHK の気象情報で目的地の降水確率が午前 50% 以上の場合は中止とする。
- ② 例会コースの下見は、コース実情を勘案し、必要に応じ実施する。
下見に係る交通費負担は「ボランティア」により行う。
又、例会当日参加できない会員は下見に参加することが出来る。
- ③ この会の例会には、会員の家族・友人などが参加することが出来る。その場合には、その都度 1 名につき 200 円を徴収し、事故については自己責任とする。
- ④ 会員名簿は、副代表（総務）が一括管理する。